

# 区民委員会議案説明資料

令和元年 9 月 2 7 日

件 名

- 1 第 7 6 号議案 足立区印鑑条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 1

( 区 民 部 )

第 7 6 号議案説明資料

令和元年 9 月 2 7 日

件 名	足立区印鑑条例の一部を改正する条例
所管部課名	区民部戸籍住民課
内 容	<p>1 改正理由          住民基本台帳法施行令の一部改正（第 3 0 条の 1 3）により、氏に変更があった者は、住民票に旧氏を記載することができることとなった。          これに伴い、印鑑登録においても旧氏で登録できるようにするため、条例改正を行う。</p> <p>2 改正の概要          （ 1 ）印鑑登録できるものとして、旧氏または氏名と旧氏の一部を組み合わせたものを加える。          （ 2 ）印鑑登録事項の氏名に旧氏を加える。</p> <p>3 新旧対照表          別紙のとおり</p> <p>4 施行年月日          令和元年 1 1 月 5 日</p>
今後の方針	本議案可決後、施行に向けて速やかに準備、周知を図っていく。

## 足立区印鑑条例新旧対照表（抄）

現 行	改 正 案
<p>（登録印鑑の制限）</p> <p>第7条 区長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>（1）住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。</u>）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>（2）職業、資格等他の事項をあわせて表しているもの</p> <p>（3）ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの</p> <p>（4）印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの</p> <p>（5）印影が不鮮明なもの又は文字の判読が困難なもの</p> <p>（6）その他登録を受けようとする印鑑として適当でないと区長が認めたもの</p> <p>2 前項第1号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたも</p>	<p>（登録印鑑の制限）</p> <p>第7条 区長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>（1）住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）</u>若しくは通称（<u>令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。</u>）又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を組み合わせたもの（<u>区長が別に定める基準を満たすものに限る。</u>）で表していないもの</p> <p>（2）職業、資格等他の事項をあわせて表しているもの</p> <p>（3）ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの</p> <p>（4）印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの</p> <p>（5）印影が不鮮明なもの又は文字の判読が困難なもの</p> <p>（6）その他登録を受けようとする印鑑として適当でないと区長が認めたもの</p> <p>2 前項第1号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたも</p>

ので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録事項)

第8条 区長は、電子計算組織により次に掲げる事項を登録する。

- (1)登録番号
- (2)登録年月日
- (3)氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)
- (4)出生年月日
- (5)住所
- (6)印影
- (7)外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

(印鑑登録のまつ消)

第15条 区長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をまつ消しなければならない。

- (1)印鑑登録廃止の申請をしたとき。

の(区長が別に定める基準を満たすものに限る。)で表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録事項)

第8条 区長は、電子計算組織により次に掲げる事項を登録する。

- (1)登録番号
- (2)登録年月日
- (3)氏名(氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合にあつては氏名及び当該通称)
- (4)出生年月日
- (5)住所
- (6)印影
- (7)外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

(印鑑登録のまつ消)

第15条 区長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をまつ消しなければならない。

- (1)印鑑登録廃止の申請をしたとき。

- (2) 印鑑登録証亡失の届出をしたとき。
- (3) 足立区外に転出したとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 氏名、氏又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更した(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)ため、登録されている印鑑が第7条第1項第1号に該当することになったとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、印鑑登録者についてまつ消すべき理由が生じたとき。

2 前項の規定において、次の各号に掲げるものを除く事由による登録のまつ消については、印鑑の登録を受けている者にこのことを通知するものとする。

- (1) 転出
- (2) 死亡
- (3) 法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなつたこと(日本の国籍を取得した場合を除く。)
- (4) 前3号に定めるもののほか、区長が別に定める場合

- (2) 印鑑登録証亡失の届出をしたとき。
- (3) 足立区外に転出したとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 氏名、氏(氏に変更があつた者にあつては、住民票に記録がされている旧氏を含む。)又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更した(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)ため、登録されている印鑑が第7条第1項第1号に該当することになったとき。
- (6) 外国人住民にあつては、法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなつたとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)
- (7) 前各号に定めるもののほか、印鑑登録者についてまつ消すべき理由が生じたとき。

2 前項の規定において、次の各号に掲げるものを除く事由による登録のまつ消については、印鑑の登録を受けている者にこのことを通知するものとする。

- (1) 転出
- (2) 死亡
- (3) 法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなつたこと(日本の国籍を取得した場合を除く。)
- (4) 前3号に定めるもののほか、区長が別に定める場合

付 則(令和元年 月 日条例第 号)

この条例は、令和元年11月5日から施行する。ただし、第7条第1

	<p><u>項第1号の改正規定(「組み合わせたもの」の次に「(区長が別に定める基準を満たすものに限る。)」を加える部分に限る。)</u>、<u>同条第2項の改正規定及び第15条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。</u></p>
--	---